

価格高騰緊急対策

◎問い合わせ先 福祉健康課福祉係
☎82-3111(内線135) 直通75-6205

1

電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金を支給します

■対象世帯

1.令和4年度住民税非課税世帯

令和4年9月30日時点で町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯

2.家計急変世帯

予期せず家計が急変(令和4年1月から12月までの収入が減少)し、世帯全員が住民税非課税相当にあると認められる世帯

※上記のいずれも、住民税を課税されている方の扶養親族等である場合、その世帯は対象外となります。

■支給額

1世帯あたり5万円

■支給方法

1.令和4年度住民税非課税世帯

「支給のお知らせ」に記載の銀行口座へ、12月下旬以降に順次振込みます。

給付金を受給するための手続きは不要です。なお、受給口座を変更する場合は、手続きが必要になります。

2.家計急変世帯

給付金申請書の提出が必要で、申請内容・添付書類等の確認後に順次振込みます。

申請期限は、令和5年2月28日(火)必着です。

2

物価高騰の影響を受ける子育て世帯に支援金を支給します

■対象者

1.令和4年10月1日時点で町に住民登録がある平成16年4月2日以降に生まれた児童・生徒

2.令和4年10月2日から令和5年2月28日までの間に出生し、町に住民登録がある児童

3.令和4年10月2日から令和5年2月28日までの間に町内に転入した平成16年4月2日以降に生まれた児童・生徒

■支給額

対象児童・生徒1人につき1万円

■支給方法

▶申請が不要な方

令和4年10月1日時点で町に住民登録がある児童・生徒で、町から令和4年10月支給の児童手当を受給している児童・生徒の養育者には、12月下旬以降順次、対象児童・生徒分の支援金を児童手当受給口座に振込みます。なお、受給口座を変更する場合は、手続きが必要になります。

▶申請が必要な方

◆上記『■対象者「2.」』に該当する児童の養育者(令和4年10月1日に出生した児童の養育者を含む)

◆上記『■対象者「3.」』に該当する児童・生徒の養育者(令和4年10月1日に町内に転入した対象児童・生徒の養育者を含む)

◆支給対象となる児童・生徒を養育する公務員

◆所得制限により、児童手当の支給がされない養育者

◆支給対象児童・生徒の内、高校生のための養育者

◆支給対象児童・生徒を養育する町外在住者(単身赴任等)

支援金は、申請内容・添付書類等の確認後に順次振込みます。申請期限は令和5年3月13日(月)必着です。

「広報さかき」へのご意見・ご要望をお寄せください

■編集・発行 〒389-0692 長野県埴科郡坂城町大字坂城10050
坂城町企画政策課 ☎0268-82-3111
直通0268-75-6211 FAX 0268-82-8307

■印刷 滝沢印刷合同会社

この広報誌は再生紙で作られています。

さかきまち
すくメール

—— 配信情報 ——

災害・防災情報 町からのお知らせ
安心・安全情報 町のイベント情報

登録をご希望の方は、QRコードからアクセスするか次のメールアドレスへ空メールを送信してください。 t-sakaki@sg-m.jp



QRコード